5	⑴　山梨県甲府市湯田２―13―１　(306.30) ⑵　山梨県南都留郡富士河口湖町河口御巣鷹山2733－１　(1770.00)	北緯35度38分45秒東経138度34分33秒の地点と北緯35度33分02秒東経138度48分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	⑴　山梨県南都留郡鳴沢村大字富士山8545―１　(1224.50) ⑵　山梨県南都留郡富士河口湖町河口御巣鷹山2733－１　(1770.00)	北緯35度26分56秒東経138度43分28秒の地点と北緯35度32分56秒東経138度48分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	⑴　群馬県前橋市上小出町３―38―２　(164.00) ⑵　群馬県渋川市伊香保町伊香保字二ツ岳999―３　(1347.60)	北緯36度25分12秒東経139度03分32秒の地点と北緯36度25分41秒東経139度02分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	⑴　石川県金沢市観音堂町ト１　(92.70) ⑵　石川県かほく市内高松わ39―１　(51.00)	北緯36度35分22秒東経136度36分29秒の地点と北緯36度41分52秒東経136度41分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	⑴　静岡県浜松市中区下池川町35―28　(92.00) ⑵　静岡県浜松市中区板屋町111―２　(212.30)	北緯34度43分09秒東経137度43分30秒の地点と北緯34度42分20秒東経137度44分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	⑴　静岡県浜松市中区板屋町111―２　(212.30) ⑵　静岡県浜松市南区鼠野町1360　(47.40)	北緯34度42分20秒東経137度44分14秒の地点と北緯34度40分27秒東経137度45分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	⑴　沖縄県那覇市久茂地１―２―20　(67.80) ⑵　沖縄県豊見城市字高安1019　(78.40)	北緯26度12分50秒東経127度40分40秒の地点と北緯26度11分14秒東経127度41分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯26度11分10秒東経127度41分29秒の地点と北緯26度11分02秒東経127度41分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

1	⑴　新潟県新潟市中央区下大川前通２ノ町2230　(57.80) ⑵　新潟県新潟市北区葛塚5095　(46.00)	北緯37度55分15秒東経139度03分07秒の地点と北緯37度55分46秒東経139度12分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	⑴　愛知県名古屋市中区三の丸２丁目３番２号　(67.50) ⑵　愛知県豊田市下平町寶嶺24番１　(708.00)	北緯35度10分52秒東経136度54分16秒の地点と北緯35度09分12秒東経136度59分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	⑴　沖縄県那覇市おもろまち２―１―１　(83.00) ⑵　沖縄県中頭郡北谷町砂辺282―１　(27.00)	北緯26度13分40秒東経127度41分27秒の地点と北緯26度15分00秒東経127度42分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯26度15分46秒東経127度42分37秒の地点と北緯26度15分49秒東経127度42分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯26度15分51秒東経127度42分39秒の地点と北緯26度18分01秒東経127度43分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	⑴　沖縄県那覇市おもろまち２―１―１　(88.00) ⑵　沖縄県南城市大里字大城迫田原2134―３　(208.40)	北緯26度13分40秒東経127度41分27秒の地点と北緯26度13分27秒東経127度41分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯26度13分21秒東経127度41分50秒の地点と北緯26度12分31秒東経127度42分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯26度12分24秒東経127度42分58秒の地点と北緯26度10分14秒東経127度45分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

1	⑴　埼玉県さいたま市浦和区北浦和５―14―２　(134.60) ⑵　埼玉県越谷市大字西新井字西前1193　(102.40)	北緯35度52分27秒東経139度38分19秒の地点と北緯35度52分57秒東経139度41分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度53分12秒東経139度43分30秒の地点と北緯35度53分16秒東経139度43分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	⑴　埼玉県飯能市大字上直竹下分513―２　(440.60) ⑵　埼玉県飯能市大字双柳353―４　(161.70)	北緯35度51分11秒東経139度16分58秒の地点と北緯35度51分17秒東経139度19分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	⑴　栃木県宇都宮市馬場通り１―１―11　(195.50) ⑵　栃木県宇都宮市滝の原１―３―46　(168.20)	北緯36度33分43秒東経139度53分04秒の地点と北緯36度32分44秒東経139度51分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	⑴　埼玉県越谷市大字西新井字西前1193　(102.40) ⑵　埼玉県上尾市大字上尾下字長橋731　(109.00)	北緯35度55分53秒東経139度40分42秒の地点と北緯35度58分03秒東経139度36分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	⑴　長野県松本市埋橋１丁目５番３号　(649.20) ⑵　長野県塩尻市大字広丘郷原字南原933番地の１　(757.30)	北緯36度13分51秒東経137度58分41秒の地点と北緯36度11分18秒東経137度57分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度09分40秒東経137度56分53秒の地点と北緯36度07分39秒東経137度56分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	⑴　長野県塩尻市大字広丘郷原字南原933番地の１　(757.30) ⑵　長野県東筑摩郡朝日村大字古見字柳久保2896番地の１　(839.00)	北緯36度07分39秒東経137度56分00秒の地点と北緯36度07分55秒東経137度54分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域